

### (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト

---

- 本チェックリストは、自事業所の現状を確認し、本検討の手がかりを把握するものです。
- 虐待防止及び身体拘束等の適正化の体制整備にあたり、まずは以下のチェックリストを活用し、自法人・事業所の現在の状況を把握し、検討の手がかりを探りましょう。
- なお、対応のための詳細は、『障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き』(厚生労働省) を参照しましょう。
- 様式については、「4.障害者虐待防止に向けた体制整備等に関する参考資料」を参照してください。
  - ① **現状整理** : まずは、現状の整理を行います。以下のチェックリストを活用し、現在行っている取組を整理しましょう。各カテゴリの中で「いいえ」にチェックが入るものについては、検討を開始しましょう。
  - ② **検討** : 現状整理をした上で、検討すべきものが明確になったら、それに対して、検討を始めましょう。検討する上で、迷ったら、取組事例集を参照してください。
  - ③ **職員への周知** : 検討した内容を全職員へ周知・徹底し、実行しましょう。

<虐待防止>

内容	回答	
<b>虐待防止委員会の設置・検討結果の周知徹底</b>		
・ 虐待防止委員会を設置している（事業所の規模に応じて、事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能） ※以下、役割	はい	いいえ
・ 虐待防止委員会は定期的（最低年1回以上）に開催している。	はい	いいえ
・ 虐待防止委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である。	はい	いいえ
・ 虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等が含まれるよう努めている。	はい	いいえ
・ 虐待防止委員会での検討結果を周知徹底している。 ※具体的には、以下の対応を想定 ア. 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備 イ. 職員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待を報告する ウ. 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析する エ. 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討する オ. 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析する カ. 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する キ. 再発防止策を講じた後に、その結果を検証する	はい	いいえ
<b>虐待防止責任者を配置</b>		
・ 専任の虐待防止責任者（必置）を決め、配置している	はい	いいえ
<b>職員への研修の実施</b>		
・ 虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施している。 ※施設内に行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に参加した場合でも差し支えない。	はい	いいえ
・ 新規採用時には、必ず虐待防止のための研修を実施している。	はい	いいえ
・ 研修の実施内容について記録している。	はい	いいえ
<b>虐待防止のための指針の整備</b>		
・ 以下の項目を盛り込んだ、虐待防止のための指針の作成に努めている。 ア. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ. 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	はい	いいえ

出所：省令および解釈通知の内容をもとに弊社作成

<身体拘束等の適正化>

内容	回答	
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録		
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。 ※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。</li> </ul>	はい	いいえ
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、身体拘束適正化委員会という）の定期的な開催・検討結果の周知徹底		
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束適正化委員会を設置している。 ※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である。</li> <li>身体拘束適正化委員会を定期的（最低年1回以上）に開催している。</li> <li>身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である。</li> <li>身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成している。</li> <li>身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家（医師（精神科専門医等）、看護職員等）を活用するよう努めている。</li> <li>身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している。</li> <li>身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討している。 ※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する。 ※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる。</li> <li>身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している。</li> <li>身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している。</li> </ul>	はい	いいえ
職員への研修の実施		
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束等の適正化の研修を定期的に（年1回以上）実施している。</li> <li>新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している。</li> <li>研修の実施内容の記録を行っている。</li> </ul>	はい	いいえ
身体拘束等の適正化のための指針の整備		
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束等の適正化のための指針が整備されている。</li> <li>指針には以下を盛り込んでいる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</li> <li>イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針</li> <li>エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</li> <li>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ul> </li> </ul>	はい	いいえ

出所：省令および解釈通知、国研修資料の内容をもとに弊社作成